

茅ヶ崎市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 2 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第 2 1 号

茅ヶ崎市介護保険規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市介護保険規則（平成 1 2 年茅ヶ崎市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（条例附則第 1 4 項の規則で定める者）

7 条例附則第 1 4 項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する第 1 号被保険者とする。

(1) 当該第 1 号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定について条例附則第 1 2 項又は第 1 3 項の規定の適用を受けた者であること。

(2) 当該第 1 号被保険者の令和 8 年度における保険料率の算定について条例附則第 1 2 項又は第 1 3 項の規定により令和 8 年度分の地方税法の規定による市民税が課されている者とみなされた者が、令和 7 年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であること。

(3) 当該第 1 号被保険者の令和 8 年度における保険料率について、条例附則第 1 2 項又は第 1 3 項の規定を適用して算定した額が、これらの規定の適用がないものとして算定した額を上回る者であること。

（条例附則第 1 4 項の規則で定める者に対する令和 8 年度分の保険料の減免の額）

8 条例附則第 1 4 項の規則で定める者に対する条例第 1 2 条第 1 項の規定による令和 8 年度分の保険料の減免の額は、その者の納付すべき保険料の額から条例附則第 1 2 項又は第 1 3 項の規定の適用がないものとして算定した保険料の額を控除して得た額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。